

## 【別紙 2】

### 審査の結果の要旨

氏名 中島 啓

本論文「国際裁判における証拠法論の生成と展開」は、国際裁判の証拠手続法の制度目的を国際裁判の制度目的に照らして問い直すことを通じて、従来の国際法学において未発達の証拠法論の新規構築を試みる意欲的な研究である。

国際裁判における事実認定は、客観的眞実の発見を目指すものであり、これが証拠法の目的であるとする考え方（客観的眞実発見説）が従来の通説的理解であった。これに対して著者は、国際裁判における証拠法論の生成と展開を再考することを通じて上記の通説的理解を論駁し、国際裁判における事実認定とは、国際裁判の多様な目的（紛争処理、権利救済、法秩序維持、国連の司法機関としての機能等）を達成するための手段であり、かつそれ以上のものでもそれ以下のものでもないという理解が妥当であることを緻密に論証する。著者はこれを「裁判目的実現手段説」と名付ける。

本論文は、序論、第一部「伝統的国際裁判における証拠法論の生成と展開」、第二部『従属』と『管理』の間：国際司法裁判所の『変化』をめぐる錯綜、第三部「国際社会の『裁判化』と証拠法論の展開」、および「結論」からなる。

序論では、問題の所在、用語法、全体の構成について述べた上で、まず国際司法裁判所ニカラグア事件判決における事実認定をめぐるシュヴェーベル・ライヒラー論争を取り上げ、この論争の本質は、事実認定の「正しさ」を「認定事実と客観的眞実との合致」に求める見解と、事実認定の手続と内容の「証拠法との適合性」に求める見解との対立であると分析した上で、前者の見解には客観的眞実発見説を前提とする必要があり、後者見解には裁判目的実現手段説を前提とする必要があると指摘する。このように問題設定をした上で、前者の見解を批判し、後者見解の妥当性を論証する形で本論文は展開してゆく。

第一部「伝統的国際裁判における証拠法論の生成と展開」は、第一章「証拠法学説と『司法による平和』構想：能動的国際裁判観」、第二章「国際裁判実践の進歩主義的背景：パーカー定式」、及び第三章「事実認定の裁判目的依存性：証拠法の再構成」からなり、証拠法論に関する学説と伝統的国際判決との関係について検討する。

第一章「証拠法学説と『司法による平和』構想：能動的国際裁判観」においては、戦間期に「客観的眞実発見主義」を主唱したサンディファールとヴィテンベルグの学説について検討する。彼等は、客観的眞実の発見を実現することが国際裁判における事実認定の目的であると措定し、そのためには、証拠法の運用は柔軟でなければならず、国際裁判所には証拠調べにおける広範な権限が付与されるべきであるとの考え方を主張した。これは事実認定における裁判所の積極的な役割を提唱するものであり、「能動的国際裁判観」と名付けられる。このような考え方は現実の国際裁判実行ないし実務を必ずしも反映するものでは

なかったが、このような考え方の背後には、国際裁判を通じた国際平和を希求するという戦間期国際法学における「司法による平和」構想があったと指摘する。つまり、証拠法論における積極的国際裁判観は、当時の「司法による平和」構想という理想論ないし理念を援護射撃するという狙いから構想されたものであったと指摘する。

第二章「国際裁判実践の進歩主義的背景：パーカー定式」においては、まず 20 世紀初頭までの仲裁条約・仲裁手続規則における証拠関連規定の内容を概観した上で、1926 年の米墨一般請求権委員会のパーカー事件中間判断を検討する。同委員会は、「証拠が被告に偏在する場合には原告による疎明を契機として被告が協力義務を負う」旨の判断をしたが、この判断（パーカー定式）は、「主権国家は事実を完全に開示する義務を負う」という主権国家のドグマに依拠するものであり、また当時有力であった進歩主義的国際法理論の反映でもあった。パーカー定式は、能動的国際裁判観に立つ前述の有力な学説には継承されたものの、実は裁判実行ないし実務においては継承されなかったため、学説と実務が乖離するに至ったと指摘する。

第三章「事実認定の裁判目的依存性：証拠法の再構成」においては、まず、常設国際司法裁判所においては証拠法論の展開が乏しかったこと、その背景には法律問題についての判断こそが国際司法裁判所の本来の役割ないし機能であるとの観念があったことが諸判例の検討を通して指摘される。次に、初期の国際司法裁判所において事実認定が正面から争われたほぼ唯一の事案であるコルフ海峡事件判決を取り上げ、同判決は能動的国際裁判観に立つと理解されるものの、その内実においては証拠調べから最終的な認定に至るまで、国際連合安全保障理事会における事実認定と判断とを忠実に踏襲したものであること、英国・アルバニア両当事国が援用した客観的真実発見という理念の内実は、各々の立論と主張を法的に構成する際に便宜的に援用された表層的な論拠に過ぎなかったことを指摘する。本件事案のこれらの特殊性を踏まえた上で、次に伝統的国際裁判における証拠法論の展開を裁判目的実現手段説の観点から再構成することが試みられる。そして、諸判例の詳細な検討の結果、次の 4 点が結論として指摘される。第 1 に、国際裁判において証拠による証明を要する対象は何かという証明主題の同定問題自体、要件事実の構成とそれに包摂される主要事実の特定と言う問題であるが、これが個々の事案における裁判目的に依存して展開しており、証明対象はこれに呼応して伸縮していることが明らかにされる。こうして国際裁判実行ないし実務において、要件事実の同定に関する包摂判断についての「裁判所は法を知る」という原則は、実際の国際裁判においては妥当してきたとは言い難いことが指摘される。第 2 に、証明責任の分配は、客観的事実への到達の手段としてではなく、適用される実体法が定める価値の序列を裁判の文脈で実現するための手段であると理解されることが示される。第 3 に、伝統的国際裁判において散見される「国家行為の合法性推定」というドグマは、国家主権の擁護と外交的保護権行使の脱政治化という特殊な目的から提示されたものであることが示される。第 4 に、学説上は証拠法解釈一般について強調される「柔軟性」は、国際判例上は、証拠能力・証拠価値の判断における国際裁判所の自律性・裁量性を確保するという具体的狙いから主張されてきたものであることが論証される。もっとも南西アフリカ事件において見られるように、この柔軟性は当事国に対する裁判所の従属性を容認する論理として機能してしまう側面があった。以上が第一部の結論である。

第二部『『従属』と『管理』の間：国際司法裁判所の『変化』をめぐる錯綜』は、第四章

『従属』から『管理』へ：国際司法裁判所の新展開」、及び第五章「事実認定の『外注』：再び『従属』へ？」からなり、近年の国際司法裁判所における新展開について検討する。

第四章『従属』から『管理』へ：国際司法裁判所の新展開』においては、近年の国際司法裁判所における証拠法の新たな展開について検討する。近年の国際司法裁判所の諸判決においては、「事実の認定を求める当事者がそれを証明する責任を有する」という証明責任分配の一般的定式を明示した上で、その分配を比較的詳細に論じる傾向がみられるが、これは事実認定が困難な複雑な事案が増加していることに対する裁判所の判決起案上の工夫であると指摘する。証拠調べにおける国際司法裁判所の当事国への関わり方は、「従属から管理へ」と転換したが、この転換に影響力を及ぼしたのがヒギンズ所長であった。ヒギンズの主唱する「管理」は、国際裁判所の効率的運営を実現するための手段であり、「裁判目的の実現説」の一部を構成するものであると指摘する。

第五章「事実認定の『外注』：再び『従属』へ？」においては、証明責任における「従属から管理へ」の転換にもかかわらず、国際司法裁判所がコンゴ領軍事活動事件判決（2005年）及びジェノサイド条約適用事件判決（2007年）においては、国際事実審査委員会及び旧ユーゴ国際刑事裁判所という他の国連機関が行った事実認定に依拠しており、これを事実認定の「外注」および裁判所の「従属」であるとする立場からの批判がなされた。しかし、これに対して著者は、このような裁判所の態度は、機関毎の事実認定の「断片化」を回避するためになされたものであるとし、国際司法裁判所は「国連の主要な司法機関」であることを自覚して他の国連機関の認定との調和を志向しており、否定的に評価するべきではないと指摘する。

第三部「国際社会の『裁判化』と証拠法論の展開」は、第六章「WTO 紛争処理制度：紛争処理と法秩序維持の間」、及び第七章「国際投資仲裁：国際投資法の公法的把握の可能性」からなり、第二部までにおいて検討してきた証拠法論と近年活発なフォーラムであるWTO 紛争処理機関及び国際投資仲裁における証拠法論とを比較検討する。

第六章「WTO 紛争処理制度：紛争処理と法秩序維持の間」においては、WTO 紛争処理機関においては、パネルにおいて複雑な貿易規制措置が詳細な協定の条文に照らして判断され、その事実認定が上級委員会の審査に服するという構造が見られること、パネル及び上級委員会では「事実」とは区別された「主張」の証明責任論が観念され、いわゆる「一応の証明」による被申立国への証明責任の転換がなされていることを指摘する。著者は、このような証明責任論は、WTO 紛争処理制度の目的が貿易法秩序維持であるために採用されたものであると指摘する。

第七章「国際投資仲裁：国際投資法の公法的把握の可能性」においては、国際投資仲裁の位置づけについて、投資家の私的な権利救済制度として理解するか、公法秩序の維持機能をも期待するかという国際投資法の基本的理解をめぐる見解の対立があるとする。この対立は証拠法論においても、例えば、緊急状態の援用の証明責任は専ら被申立国が負うのか、重大かつ差し迫った危険を証明すれば申立人に転換されるのかという対立になって現れると指摘する。

最後に「結論」において、著者は、様々な国際裁判機関が多くの判断を行う「裁判化」した現代国際社会における証拠法論は、個々の国際裁判の制度目的を勘案することが必要であるとし、裁判目的実現手段説はまさにそれに応えるものであると論じる。それと同時

に、しかしそのために証拠法論の自己完結性は低減せざるを得ないと指摘する。そして、それはやむを得ないものであると論じる。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては以下の諸点が挙げられる。

第1に、本論文は国際裁判における事実認定と証拠に関する他に類を見ない本格的な研究である。国際法学において国際裁判手続についての検討は少なくないものの、それらの大半は管轄権、受理可能性、仮保全措置、訴訟参加に関するものであり、事実認定と証拠に関する検討は、国際裁判所が法律審であると同時に事実審でもあり、またこの主題がおよそすべての事案に共通する問題であるにもかかわらず、非常に乏しく、特に我が国においてはほぼ皆無であった。このような状況の中で、本論文は国際裁判研究の水準を格段に高めるものであり、学界に大きな貢献をするものである。本論文はまた、今後ますます複雑化するであろう国際裁判の証拠法論の基本的方向性を指し示すものとなろう。

第2に、著者が、常設国際司法裁判所、国際司法裁判所、国家間の国際仲裁裁判所という伝統的な国際裁判機関についてのみならず、WTO 紛争処理機関及び投資仲裁についても採り上げて詳細に比較検討を進めたことは、著者の守備範囲の広さを物語っている。同時に、安易に「共通証拠法」を提唱することなく、各国際裁判の制度目的に照らして証拠法理を検討すべきであるという態度を保っていることは、著者の学問的に慎重かつ謙虚な姿勢が伺われる。

第3に、極めて詳細な注からも伺われるように、関連する極めて多数の英語及びフランス語の論文を読み込んでいる。さらに、歴大な国際判例を検討するのみならず、訴答書面をも丁寧に蒐集して詳細に検討している。並々ならぬ努力の跡が伺われ、それを通じて議論に大きな説得力を与えている。

他方、本論文にも欠点がない訳ではない。

第1に、著者が依拠する裁判目的実現手段説は、分析の枠組とはなっても法解釈や事実認定制度の改良への具体的提言と直結するかどうかが必ずしも明らかではなく、同説の実際の有用性についてより明確に言及することが望まれた。

第2に、全体を通じて文章が多少とも晦渋であることは否定できない。また、判例の分析が細かくなりすぎ、論述の流れが見えにくくなっている点が散見される。

本論文には、以上のような問題点がないわけではないが、これらは、長所として述べた本論文の価値を大きく損なうものではない。以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。